



名保幼第154号
令和2年5月1日

保育施設等を利用する児童の保護者 各位

名護市長 渡具知 武豊



新型コロナウイルス感染症に係る名護市内保育施設等の対応について（第5報）

保護者の皆さまには、日頃より名護市の保育行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

これまでも、保護者の皆様には登園自粛を重ねてお願いしてきたところですが、県内における新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、県立学校においては休業期間が令和2年5月7日（木）から2週間程再延長され、本市におきましても、感染拡大防止に努めるため、同様の認識の下、市内小中学校の臨時休業期間の再延長が決定しました。

保育施設等におきましては、5月6日（水）までの期間を登園自粛要請期間としておりましたが、感染防止をより一層徹底し、子どもの命を守るため、これまでの通常保育を中止し、5月7日（木）から2週間程度を、特別な事情のある保護者の児童に限定した「特別保育」に移行します。できる限りお仕事などの都合をつけていただき、原則として家庭での保育を強く要請します。

記

1 特別保育実施期間

令和2年5月7日（木）から2週間程度

※上記実施期間につきましては、今後の新型コロナウイルスの感染状況により随時変更等がありますのでご留意下さい。変更等がありましたら改めて名護市ホームページ等でお知らせします。

2 特別保育の対象

- ・保護者全員が警察、消防、医療、福祉の従事者その他社会の機能維持に必要な職種であり、かつ、在宅勤務、休業等が困難である世帯の児童
- ・ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な場合や、その他やむを得ない理由で家庭保育が困難な児童

名護市こども家庭部
保育・幼稚園課
連絡先：0980-53-1212（内線129・109）